

近江八幡市有機農業推進に向けた 農機具シェアリング実施のお知らせ

近江八幡市では、作業規模の拡大、作業の効率化を促進し、農業の継続性を高めることで、有機農業を推進するため、市が整備した農機具のシェアリング事業の実証を行います。有機農業推進のため、ぜひご活用ください。

貸出対象者

近江八幡市内において、**有機農業**※₁に取り組んでいる方、または取り組もうとする方※₂。

本事業で貸し出す農機具は**有機農業を行う圃場以外**はご使用いただけません。

※₁ 有機農業…化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

※₂ 有機農業にこれから取り組む方は、有機農業の開始時期、取り組む圃場の場所及びその面積がわかる書類を提出ください。

貸出対象農機具（水稻）

種類	型式	メーカー	仕様
ポット成苗田植機	RXE6 I	みのる産業(株)	ポット成苗用 乗用6条植え
乗用型水田用除草機	SJ600A (WEED MAN)	(株)オーレック	6条用 条間30cm

利用料

令和8年度において、農機具シェアリング事業を**実証的に行う**ことから、その効果等を検証するため、「貸付」及び「運搬」に係る費用は**無料**とします。

ただし、**燃料費は利用者負担**でお願いします。

留意事項

- お申込みの前に、**実施要領をよくご確認ください。**
- 貸し付けた農機具を有機農業の推進以外の目的に使用しないでください。
- 借り受けから返却するまでの間、農機具を適切に管理し、事故防止に努めてください。
- 日程調整の関係で、希望した期間にお貸しできない場合があります。

事業の効果検証

事業の効果検証として、借受けする生産者には利用後のアンケートに協力いただきます。今後の農機具シェアリング事業を効果的にするため、ご協力ください。

利用方法

①申込期間内に農機具貸付申請書（別記様式第1号）を市に提出

※電子メールによる提出も可

②市から農機具貸付決定通知書を送付

③日程調整

④操作講習

⑤借受

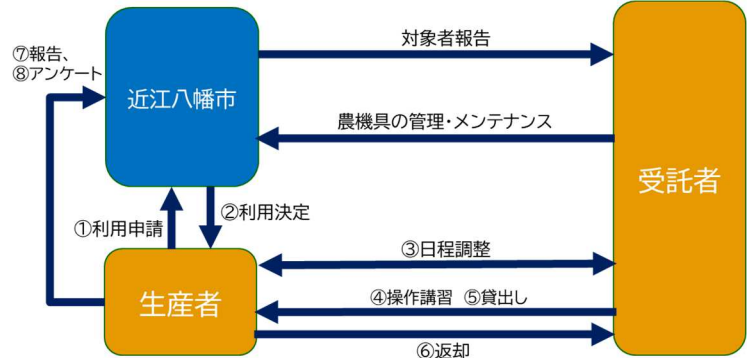
⑥返却

⑦報告（使用簿の提出）

…返却後1か月以内

⑧アンケートの実施

※二次元コードを読み取ってフォームから申し込むこともできます。➡



利用申込期間

令和8年4月23日（木）～令和8年5月8日（金）

※詳細な日程調整は、申込後にさせていただきます。

スケジュール

4月	<ul style="list-style-type: none">● 実施案内● 貸付申込み期間（～5月8日）
5月～	<ul style="list-style-type: none">● 操作講習● 貸付開始
8月～9月	<ul style="list-style-type: none">● アンケート実施

お問い合わせ

近江八幡市総合政策部企画課

住所: 近江八幡市桜宮町236番地

電話: 0748-36-5527 FAX: 0748-32-2695

E-mail: 010202@city.omihachiman.lg.jp